

## 検査（システム対応部分）

（神経・筋検査）

通則

- 1 区分番号D239に掲げる筋電図検査については、所定点数及び区分番号D241に掲げる神経・筋検査判断料の1の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 区分番号D239-2からD240までに掲げる神経・筋検査については、各所定点数及び区分番号D241に掲げる神経・筋検査判断料の2の所定点数を合算した点数により算定する。

D241 神経・筋検査判断料

- 1 筋電図検査の場合 180点
- 2 その他の場合 180点

注 神経・筋検査等の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。ただし、いずれかの神経・筋検査判断料を算定した場合には、同一月において他の神経・筋検査判断料は算定しない。

システム対応

- ① 検査項目に合わせて判断料を自動算定

マスタ

- |           |                  |      |
|-----------|------------------|------|
| 160245310 | 神経・筋検査判断料（筋電図検査） | 180点 |
| 160245410 | 神経・筋検査判断料（その他）   | 180点 |